

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間、52年4月から同年6月までの期間及び54年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から50年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで
③ 昭和54年4月から同年9月まで

昭和55年に農業経営を引き継ぐときに、父親から「(私が)国民年金や農業者年金に加入している。」と聞いている。

私の国民年金保険料は、父親がA農業協同組合(以下「農協」という。)の組合員勘定を利用して納付しており、妻の保険料は納付済みとなっているのに、自分の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金及び農業者年金基金への加入手続を行ってくれたと主張しているところ、特殊台帳から、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和49年4月15日に払い出されていること、及び同基金の記録から、申立人が同基金に同年5月20日に加入していることが確認できる。

また、農業者年金基金の加入要件は、国民年金第1号被保険者であること、及び付加年金に強制加入することであり、B市農業委員会では、「農協から農業者年金被保険者資格取得届が送付されてきたら、B市の国民年金の担当者に国民年金の加入状況を確認している。」と回答している。

さらに、申立人の父親は、申立人を農業者年金基金に加入させるために、国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、当時、B市では、四半期

ごとに、定額保険料に付加保険料を合算した額の納付書を発行していたことから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年4月以降の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと推認される。

一方、申立期間①のうち、昭和47年9月から49年3月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では過年度保険料となるどころ、申立人が保険料を納付していたとする農協では、現年度保険料しか納付できなかったと考えられる上、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、計9か月と比較的短期間であるところ、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親、同居していた申立人の母親及び申立人の妻は納付済みとなっている。また、当該申立期間前後の保険料は、付加保険料を含めて前納により納付されており、申立人の主張のとおり農協の組合員勘定を利用して納付していたものと認められる上、申立人の農業者年金の保険料は、当該申立期間も納付済みとなっていることから、当該申立期間のみが未納となっているのは不自然である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間、52年4月から同年6月までの期間及び54年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月11日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月11日から40年6月2日まで

前の会社を辞めた翌日にA社の面接を受けて、昭和39年11月11日に就職し、給料から厚生年金保険料が控除されていたが、入社当初の厚生年金保険の加入記録が無い。

私と同じ会社に勤務していた同僚も、入社当初の厚生年金保険の加入記録が無かったが、年金記録確認旭川地方第三者委員会で記録訂正する旨あっせんされたと聞いたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和39年11月11日取得から41年6月20日離職まで）及び同僚の証言により、申立人が、昭和39年11月11日からA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に勤務する前に勤務していた事業所において厚生年金保険の加入記録が存在する元従業員（5人）については、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しているところ、申立人の勤務期間に厚生年金保険の加入記録がある元従業員で連絡が取れた6人のうち5人は、「入社時期と厚生年金保険の加入時期は一致している。」旨回答していることから、当時、同社では試用期間は無く、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認され、申立人についても同様の取扱

いがされていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和46年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び元役員の居所も不明であることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

旭川厚生年金 事案374

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和44年1月13日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年1月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から同年12月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月13日から44年1月13日まで

申立期間当時に、A社の本社から同社B支店に異動となったが、通常の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険被保険者の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和43年1月13日とされているが、当該被保険者名簿の申立人の欄には、同年10月の標準報酬月額が3万6,000円に決定された旨の記載があり、申立人に係る「喪失の受付年月日」が44年2月7日と記載されている。

また、申立人と一緒に異動したとする同僚から提出を受けた発令書には、「昭和44年1月13日付け」でA社B支店への異動を命じる旨が記載されており、この日付は、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び同社B支店における資格取得日と一致している。これらの記録を前提とすると、申立人が昭和43年1月13日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和44年1月13日に厚生年金保険

被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和43年1月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から同年12月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年9月まで

私が20歳のころに父親が私の国民年金の加入手続をしてくれ、私の国民年金保険料は、結婚するまで、家族の保険料と一緒に父親のA農業協同組合の組合員勘定で納付していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和46年*月ころに申立人の国民年金への加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を、家族の保険料と一緒に父親のA農業協同組合の組合員勘定で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳から、49年4月15日に申立人の弟と同日付けで払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人と同日付けで国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の弟の納付記録は、弟が20歳となった昭和48年11月から50年9月までが未納、同年10月から51年9月までは前納となっており、申立人の納付記録と一致することから、申立人の父親が50年10月から家族の保険料と一緒に申立人と弟の保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の加入手続及び保険料の納付を行った申立人の父親の記憶は曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年7月までの期間及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から45年7月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

昭和41年4月に結婚したことを契機に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、夫が夫婦二人分の国民年金保険料(一人当たり3か月分で1,000円くらい)をB信用金庫C支店で納付していた。

昭和46年3月末ころに、D県E市へ転居した際に国民年金手帳を紛失したため、再度、国民年金の加入手続をしたが、A市で納付していた期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないため、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月に婚姻したことを契機に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、46年3月末ころに、D県E市へ転居した際に国民年金手帳を紛失したため、再度、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、F社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿から、E市で46年4月7日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、A市を管轄するG社会保険事務所(当時)において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料をB信用金庫C支店で納付していたと主張しているが、オンライン記録から、申立人の夫についても、申立期間については、申立人と同様に未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間に申立人の夫が納付したと主張する国民年金保険料額(一

人当たり3か月分で1,000円くらい)は、申立期間に係る実際の納付金額と相違している上、夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで
昭和42年11月に結婚したが、申立期間当時は、国民年金保険料の免除制度があることも知らず、保険料を納付できないような生活状況ではなかった
ので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の元夫についても国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる上、申立人は、申立期間当時は保険料の免除制度があることを知らなかったと主張しているところ、申立人の特殊台帳の記録から、申立期間のほか、申立期間直前の昭和43年10月から44年3月までの期間についても保険料の申請免除を受け、53年3月31日に追納していることが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

私の国民年金の加入手続は、結婚によりA町からB町へ転居したところに義兄夫婦がしてくれた。

当時は、生活に伴う経費はすべて義兄夫婦が賄っていたが、義兄夫婦と夫には申立期間に国民年金保険料の未納は無く、私の保険料だけを納付しなかったとは信じられないので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在使用している国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和39年8月31日に払い出されていることが確認でき、オンライン記録から、申立期間直後の37年7月から39年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、当該国民年金手帳記号番号の払出時点で時効にかからない保険料について過年度納付し、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人には、現在使用している国民年金手帳記号番号のほか、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和36年1月20日に、旧姓で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、申立人は、36年3月に結婚して、A町からB町に転居しているところ、「旧姓で年金手帳が発行されていたことは知らなかった。その年金手帳は見たことがない。」と述べているとともに、当該払出簿の申立人の欄には、「不在」及び「台帳消除」と記載されていることが確認できることから、申立人は、当該国民年金手帳記号番号では国民年金保険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとす

る義兄夫婦から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の義兄夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに義兄夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月20日から36年9月30日まで
② 昭和37年1月1日から38年5月12日まで
③ 昭和38年7月22日から41年1月23日まで

社会保険事務所（当時）に行き、厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給した記録となっていると聞かされた。

A社（申立期間③）に同じころに入社して退社した同僚二人から、「（同僚二人は脱退手当金を受給しておらず）年金を受給しているので調べてもらいなさい。」と言われた。

退職した時は20歳で、脱退手当金を請求する事情が無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月半後の昭和41年4月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間③に係る事業所において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後の昭和40年から43年中に被保険者資格を喪失した女性の元従業員で、脱退手当金の受給権を満たす者40人のうち20人（申立人を含む。）に当該事業所での被保険者資格の喪失日の後に脱退手当金の支給記録があり、当該20人全員の健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人が、申立期間③に係る事業所に同じころに入社して退社したとする同僚2人のうち1人についても脱退手当金の支給記録があり、この者を含む11人は、「脱退手当金を受給した記憶がある。」と回答しており、このうち5人は、「会社が代理で手続をした。」と回答している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 10 日まで
前の職場を退職してすぐの昭和 41 年 4 月 1 日から A 事業所に勤務しており、勤務開始時に健康保険証をもらったことを記憶しているが、厚生年金保険の加入記録は同年 6 月 10 日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月 1 日から申立事業所に勤務していた旨主張しているが、当時の事務担当者である元従業員等からは、申立人の勤務開始時期を確認できる証言等は得られず、また、事業主は、「昭和 46 年の火災で、資料の多くが焼失してしまった。」としており、このほか、申立人の申立期間に係る勤務の実態を確認できる証言等は得られなかった。

また、申立人は、「勤務開始時に健康保険証をもらった。」と述べているが、事業主から提出された当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書によれば、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和 41 年 6 月 10 日として届け出たことが確認できる上、当該通知書の社会保険事務所（当時）の確認印の日付は同年 7 月 5 日となっている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が自分より 1 か月くらい後に入った同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険の加入時期は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した月の翌月となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月1日から29年4月1日まで
② 昭和30年11月4日から33年6月1日まで

昭和28年6月1日にA社に入社して同社B出張所に配属となり、33年6月1日に退職するまで、勤務内容、雇用条件等について変化は無かったので、厚生年金保険にも継続して加入しているものと考えていたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の加入期間が29年4月1日から30年11月4日までしか無い。

厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料は持っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B出張所に昭和28年6月から勤務していたと主張しているところ、連絡の取れた元従業員の証言から、申立人が厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和29年4月1日）より前から勤務していたことはいかたがえるものの、申立人の実際の勤務開始時期を特定できる証言等は得られなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が自分よりも前から勤務していた同僚として記憶している者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人と同日（昭和29年4月1日）となっている上、連絡の取れた元従業員も、厚生年金保険被保険者資格の取得日より前から勤務していた旨回答していることから、当時、A社B出張所では、すべての従業員を勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

さらに、当該元従業員からは、厚生年金保険に未加入となっている期間にお

いて厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、A社B出張所に昭和33年5月まで勤務していたと主張しているが、連絡の取れた元従業員は、「申立人のことは知っているが、自分は、昭和30年6月ころからはアルバイトのような形で事業所を手伝うようになり、それ以降のことについては覚えていない。」と証言しており、このほか、申立人の申立期間②に係る勤務の実態について確認できる証言等は得られなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が自分よりも後まで勤務していた同僚として記憶している者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は申立人と同日（昭和30年11月4日）となっている。

このほか、A社の事務担当者も、「当時、B出張所が存在していたことも不明であり、資料も見当たらない。」としており、申立人に係る人事記録等の資料も得られず、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月24日から39年5月11日まで
申立期間も継続して、A社で勤務していた。

申立期間当時に社名変更があったため、何らかの都合で厚生年金保険の加入記録が抜けたと思っている。

厚生年金保険料の控除を確認できる資料は持っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても継続してA社に勤務していたと主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を含め16人が昭和38年12月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっており、当該16人の欄には、健康保険証を返納したことを示す「証受理」の印が確認できる上、申立人と同様に、申立期間当時に厚生年金保険に未加入となっているものの、申立期間後に継続して加入記録が存在している元従業員のうち2人は、申立期間当時に失業保険を受給していた旨証言している。

また、申立人は、申立期間後にA社において厚生年金保険被保険者資格を再取得しているが、当該再取得日は雇用保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、連絡の取れた元従業員からも、申立人の申立期間に係る勤務の実態を確認できる証言等は得られず、また、オンライン記録によれば、A社は平成21年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る人事記録等の資料は得られなかった。

なお、申立人は、「社名変更があったため、何らかの都合で厚生年金保険の

加入記録が抜けたと思っている。」と主張しているが、商業登記簿謄本によれば、A社がB社に名称変更されたのは、申立期間より後の昭和40年6月1日である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から34年5月まで

A社のB工場に従業員を募集している話を友人から聞き、臨時社員として勤務することになった。

給料袋の裏面に各控除額が載っており、厚生年金保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務形態に係る供述及び元同僚の証言から、申立人が申立期間当時において、A社に臨時社員として勤務していたことがうかがえるものの、社会保険事務所（当時）の記録によれば、同社は、平成9年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、実際の勤務期間を確認できる資料等は得られなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が記憶している同僚のうち2人については、A社において厚生年金保険の加入記録が存在しておらず、連絡の取れた元従業員のうち、入社時期についての回答のあった14人については、入社から相当期間（平均で約2年、最長で5年以上）を経過した後に厚生年金保険に加入した記録となっている上、このうち9人からは、「臨時社員として勤務していた。」「臨時社員については厚生年金保険に加入していなかった。」旨の証言を得ており、元取締役も、「臨時社員は厚生年金保険に加入していなかった。試用期間経過後に正社員として採用し、その際に厚生年金保険に加入した。」と回答していることを踏まえると、当時、同社では、すべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、元従業員からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年9月まで

前の職場での知り合い(以下「A氏」という。)に誘われて、その人と一緒に昭和50年1月からB社に勤務し、当初は営業部門を担当していたが、その後、工事部門で仕事をした。

当時は子供も小さく、健康保険証が交付されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A氏にB社の営業部門と一緒にやろうと声をかけられた。この営業部門はCビル(D県)の中にあった。」と述べている。しかし、B社はE県F市に本社があったが、当時の経理事務担当者は、「D県に営業部は無かった。」と回答しており、元事業主は、「A氏は新会社の立ち上げ準備をしており、私も少し出資して援助していたが、うまくいかなかったので資金援助をやめた。」と証言している。

また、申立人は、「4か月ぐらいで営業部門が無くなったので、その後はB社の工事部門で現場監督をした。」と述べているが、B社で当時、工事の管理・監督を行っていた者は、「申立人はA氏といつも一緒にいたが、仕事をしてきた印象は薄い。」と証言している上、元事業主は、「申立人は、A氏が連れてきた人であり、当社の社員ではなかったため、(当社で)厚生年金保険等には加入させていない。A氏は、申立人が会社に来なくなった後も、しばらく(自分で)営業の仕事をしていた。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A氏についても、厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、B社で当時勤務していた元従業員からは、申立人が社員として勤務

していたことをうかがわせる証言等は得られず、申立人の所属、実際の勤務期間及び雇用形態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案381

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年9月まで

前の職場を昭和42年4月15日に退職し、同年5月に、既に決まっていた転職先であるA社に入社し、43年9月まで勤務した。

給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人が申立期間当時において「A社」に正社員として勤務していたことはいくつかあるが、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、同社に係る商業登記簿謄本も見当たらない。

また、連絡の取れた同僚は、「A社は法人事業所だったと思うが、従業員が4人くらいの小さな会社で、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）も雇用保険も加入していなかったと思う。」と証言している上、居所が確認できた元事業主も、「高齢のため何も分からない。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。